

農林水産政策研究所依頼研究員受入れ要領

1 3 企 第 9 0 号

平成 1 3 年 5 月 3 0 日

大臣官房企画評価課長通達

最終改正

2 0 企 第 8 2 号

平成 2 0 年 8 月 1 日

大臣官房政策課長通達

(趣旨)

第1条 農林水産政策研究所が都道府県、市町村、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を含む。）その他農林水産業に係る試験研究を行う法人からの依頼により行う研究員の受入れは、農林水産政策研究所依頼研究員受入れ規程（平成13年3月30日農林水産省告示第501号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

(研究員の受入れの基準)

第3条 研究所が都道府県等から依頼を受けて行う研究員の受入れは、当該研究員の行う研究が研究所の有する知識又は所管する施設若しくは設備を特に必要とするものであって、かつ、農林水産省の所掌事務と密接な関係を有するものである場合に認められるものとする。

(依頼研究員受入れ計画の作成)

第4条 規程第3条の規定による依頼研究員受入れ計画は、別記様式第1号により作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(依頼研究員受入れ計画の調整)

第5条 農林水産省大臣官房政策課長は、次に掲げる事項を勘案して、規程第3条の規定により提出された依頼研究員受入れ計画について必要な調整を行うことができる。

- (1) 研究所の研究員の受入れに係る事務を処理する能力
- (2) 研究員の受入れが研究所の所掌事務の遂行に与える影響

(依頼研究員受入れ計画の変更)

第6条 規程第3条第2項の規定による依頼研究員受入れ計画の変更の申請は、別記様式第2号によるものとする。

(依頼研究員受入れ計画に係る軽微な変更)

第7条 規程第3条第2項に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 研究員の受入れを追加する場合
- (2) 受入れ研究員を変更する場合（同一の依頼者で同一課題の場合を除く。）
- (3) 受入れ研究領域を変更する場合
- (4) 受入れ経費の総額が増加する場合

(研究所の研究員の現地調査等への派遣)

第8条 都道府県等から受け入れた研究員が現地調査を行う場合において、研究所長が、当該現地調査を指導させるため、研究所の研究員を派遣するときは、都道府県等から、研究所に

対し、農林水産政策研究所受託調査等実施規程（平成13年3月30日農林水産省告示第500号）に基づく調査の委託があったものとみなす。

（受入れ契約の書式例）

第9条 受入れ契約の書式は、別記様式第3号の例によるものとする。

（経費の算出基準等）

第10条 規程第4条第5項の規定による研究員の受入れのための経費の算定基準は、別表のとおりとする。

（研究員の受入れに関する報告）

第11条 規程第6条の規定による前年度の研究員の受入れに関する報告書は、別記様式第4号によるものとする。

(別表)

研究員 の所属	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ
	研究員 受入れの ための経費	地方公共団体、学校教育法による大学のうち国公立のもの、法令による公法人	学校教育法による大学のうち私立のもの、民法第34条に基づき設立された法人及び公益を目的とする任意団体
試験研究費	消耗品費、通信運搬費その他当該研究員の受入れに直接必要な経費及びこれらの経費に5%を乗じた額の合計額	同左	同左
指導に要する経費	免除する	当該研究員の受入れに係る試験研究費に25/100を乗じた額の50%	当該研究員の受入れに係る試験研究費に25/100を乗じた額

別記様式第1号

〇〇年度農林水産政策研究所依頼研究員受入れ計画承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

研究所長 印

農林水産政策研究所依頼研究員受入れ規程（平成13年3月30日農林水産省告示第501号）第3条第1項の規定に基づき、別添のとおり承認されたく申請する。

(別添)

〇〇年度農林水産政策研究所依頼研究員受入れ計画書

番号	依頼者	研究者の所属	氏名	受入れ研究領域	研究課題	受入れ時期	受入れ期間	受入れ経費
1						月～月	ヵ月	千円
2								
合計								千円

別記様式第2号

〇〇年度農林水産政策研究所依頼研究員受入れ計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

研究所長 印

農林水産政策研究所依頼研究員受入れ規程（平成13年3月30日農林水産省告示第501号）第3条第2項の規定に基づき、別添のとおり承認されたく申請する。

(別添)

〇〇年度農林水産政策研究所依頼研究員受入れ計画書（変更）

番号	依頼者	研究者の所属	氏名	受入れ研究領域	研究課題	受入れ時期	受入れ期間	受入れ経費	備考
1						月～月	ヵ月	千円	
2									
合計								千円	

注 備考欄に、変更、追加、削除の別を明記すること。

別記様式第3号

依頼研究員受入れに関する契約書

農林水産政策研究所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、農林水産政策研究所依頼研究員受入れ規程（平成13年3月30日農林水産省告示第501号）及び農林水産政策研究所依頼研究員受入れ要領（平成13年5月30日付け13企第90号大臣官房企画評価課長通達）の規定に基づき、次のとおり研究員の受入れに関する契約を締結する。

（受入れを行う研究員）

第1条 甲は、乙の依頼により、次の研究員の受入れを行うものとする。

- (1) 研究員の氏名、所属及び職名
- (2) 研究員の行う研究の目的及び内容
- (3) 研究員の受入れを行う研究領域
- (4) 研究員の受入れを行う期間

（受入れ経費）

第2条 乙の依頼に係る研究員（以下「研究員」という。）の受入れに伴う経費の概算額は円とする。

（調査旅費等）

第3条 乙は、研究員の現地調査の旅費を、甲と協議の上、乙が支払うものとする。当該現地調査を指導するため、農林水産政策研究所の職員を派遣する場合における当該職員の旅費についても同様とする。

（損害賠償）

第4条 乙は、研究員が、故意又は重大な過失により、甲が提供した施設又は設備に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（研究員に対する甲の指示）

第5条 研究員は、研究員受入れ期間中、甲の指示に従うものとする。

（研究員の受入れの中止）

第6条 甲は、天災その他やむを得ない事由があるため、この契約に基づく研究員の受入れの継続が困難となったときは、研究員の受入れを中止することができる。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、一方の当事者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

（協議）

第8条 甲及び乙は、この契約を変更する必要があるときは、協議の上、変更するものとする。

（契約証書の保有）

第9条 甲及び乙は、この契約の締結を証するため、証書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各一通を保有するものとする。

年 月 日

甲 印
乙 印

別記様式第4号

〇〇年度農林水産政策研究所依頼研究員受入れ報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

研究所長 印

農林水産政策研究所依頼研究員受入れ規程（平成13年3月30日農林水産省告示第501号）第6条の規定に基づき、別添のとおり提出する。

(別添1)

依頼研究員受入れ総括表

番号	依頼者	研究員の所属	氏名	受入れ研究領域	受入れ時期	受入れ経費				研究員の旅費	受託旅費	合計
						消耗品費	通信運搬費	その他	計			
1					月~月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2												

(注) 依頼研究員受入れ計画の軽微な変更があった場合は、欄外にその旨を明記すること。

(別添2)

依頼研究員受入れ概要

(注) 依頼研究員の研究遂行状況および研究成果を400字程度にまとめ研究員ごとに作成すること。